

(案)

の の いち し
野々市市 2012»2021
第一次総合計画
第八次実施計画

ともに創つくる
ともに育はぐくむ

2020（令和2）年3月

野々市市愛と和の市民憲章（昭和55年11月3日制定）

遙かに霊峰白山を仰ぐ野々市市は、
古くから加賀の中心として栄えたところです。

わたくしたちは、この恵まれた自然環境と
歴史・文化・産業の豊かなまちに住むことを大きな誇りとし、
限りなく平和で繁栄することを願い、
ここに市民憲章を定めます。

- 一 郷土を愛し、緑ゆたかな
住みよいまちをつくりましょう。
- 一 伝統を重んじ、教育文化の
香り高いまちをつくりましょう。
- 一 健康を増進し、活気みなぎる
明るいまちをつくりましょう。
- 一 勤労を尊び、感謝と奉仕の心で
温かいまちをつくりましょう。
- 一 秩序を守り、笑顔でふれ合う
和やかなまちをつくりましょう。

将来都市像

野々市市第一次総合計画では、まちづくりの理念である“愛と和の市民憲章”をふまえ、本市の歴史の上でも関わりが深い椿をまちづくりの象徴とし、花をヒトに、葉をモノに、そして枝を知識や情報になぞらえ、これらが和となる総合的なまちづくりを進めたいという思いから、将来都市像を次のように決めました。

ひと わ つばきじゅつとく い 人の和で 椿十徳 生きるまち

- ① 不老の徳
年月を経ても老衰の様子を見せない
- ② 公德を守る徳
落葉しないから木の下は汚れない
- ③ 相互一致の徳
接ぎ木をすれば容易に合着し、互いに別個の新種を作る
- ④ 謙遜の徳
藪蔭に生えて春に花容勝絶、人は庭内に移植したいと思う
- ⑤ 清浄の徳
水清き土地によく生息する
- ⑥ 矜持の徳
プライドを失なわぬ徳
- ⑦ 常緑不変の徳
葉は常に濃緑で緑色に輝いている
- ⑧ 操節を守る徳
霜枯れがなく、花蕾は春に備えて日毎に膨らむ営みを休まない
- ⑨ 奉仕の徳
毎年花が咲き、栽培者の労に報いて奉仕の心を発揮する
- ⑩ 厚生の徳
椿油は灯油や食油に用いられ、頭皮や皮膚への栄養にも適し、木材として椿炭、家具、日用品などの木工素材にも適している

目次

野々市市第一次総合計画 第八次実施計画について	1
第七次実施計画の推進状況	2
第八次実施計画の推進項目	3
野々市市の現状	4
2019（令和元）年度の行政評価の実施状況	5
2020（令和2）年度の主要な事務及び事業	9
資料編	26



野々市市第一次総合計画 第八次実施計画について

1 実施計画策定の趣旨

野々市市では、2012（平成 24）年 3 月に「野々市市第一次総合計画」を策定し、まちづくりの理念である「愛と和の市民憲章」に基づき、10 年後の将来都市像を「人の和で 椿十徳 生きるまち」と決めました。野々市市第一次総合計画は、2012（平成 24）年度から 10 年間のまちづくりの方向性（政策）を示す「基本構想」と、具体的な施策と主な事業を示した「基本計画」から構成しています。

総合計画の計画期間が中間年を迎えたことから、本市の状況を整理し、必要な改訂を行った「野々市市第一次総合計画【中間見直し】」を 2017（平成 29）年 3 月に策定し、推進しています。

この「実施計画」は、基本構想に掲げる将来都市像の実現と政策の達成に向けて、「基本計画」に掲げる施策と施策を達成する手段である主要な事務や事業の中期的な取り組み方針を明らかにするものです。

2 計画の期間

これまでは、施策並びに事務及び事業の進捗状況を踏まえるとともに、国や県の動向、社会経済情勢の変化などに対応できるよう、毎年度見直しを行いながら、3 か年計画の実施計画を策定してきました。

2020（令和 2）年度を始期とする「第八次実施計画」は、これまで通り計画期間を 3 か年とした場合、3 年目が 2022（令和 4 年度）となりますが、令和 4 年度には野々市市第二次総合計画がスタートします。

このことから、「第八次実施計画」の計画期間は、2020（令和 2）年度から 2021（令和 3）年度までの 2 か年とします。

3 計画の構成

実施計画は、次の 5 項目で構成しています。

第七次実施計画の推進状況	2019（平成 31）年 3 月策定の第七次実施計画に掲げた推進項目について、推進状況を示しています。
第八次実施計画の推進項目	第七次実施計画の推進状況や本市の現状、行政評価の実施状況、野々市市総合計画審議会からの意見を踏まえ、2020（令和 2）年度から 2021（令和 3）年度までの 2 か年に重点的に推進する項目（政策）を示しています。
野々市市の現状	人口、職員数及び財政状況の 3 項目から、現状を整理しています。
行政評価の実施状況	2019（令和元）年度に実施した、2018（平成 30）年度の施策並びに事務及び事業の行政評価の結果から、今後、重点的に実施していく政策を示しています。また、評価結果に基づき、本市の行政資産であるヒト、モノ、カネの配分の適正化を図ります。
主要な事務及び事業	総合計画に掲げる政策ごとに、政策や施策を達成するために実施する主要な事務及び事業について、2020（令和 2）年度の計画の事業概要や事業費などを示しています。

第七次実施計画の推進状況

2019（平成 31）年 3 月策定の第七次実施計画に掲げた 4 つの推進項目（政策）の推進状況は、次のとおりです。

政策 1 一人ひとりが担い手のまち【市民生活】の重点的な実施

行政評価の結果から、政策 1 を構成する事務及び事業について拡大・重点化、改善傾向が示されました。旧北国街道周辺のエリアを活用して、まちづくりに関わる人材の育成や観光の振興などに取り組む北国街道にぎわい創出プロジェクトなどの事業が拡大傾向にあることから、市民生活の分野について重点的に実施します。

政策 2 生涯健康 心のかよう福祉のまち【福祉・保健・医療】の重点的な実施

行政評価の結果から、政策 2 を構成する施策を積極的に実施すべき傾向が示されました。身近なネットワークづくりの支援などに遅れが見られることから、福祉・保健・医療の分野について重点的に実施します。

政策 4 環境について考える人が住むまち【環境】の重点的な実施

行政評価の結果から、政策 4 を構成する施策を積極的に実施すべき傾向が示されました。ごみの減量や資源リサイクルに係る取り組みなどに遅れが見られることから、環境の分野について重点的に実施します。

政策 6 野々市産の活気あふれるまち【産業振興】の重点的な実施

行政評価の結果から、政策 6 を構成する施策を積極的に実施すべき傾向が示されました。野々市ブランドの確立や起業支援などに遅れが見られることから産業振興の分野について重点的に実施します。

第八次実施計画の推進項目

第八次実施計画（計画期間：2020（令和2）年度から2021（令和3）年度）では、第七次実施計画の推進状況を踏まえ、総合計画の確実な実現に向けて次の項目を重点的に推進します。

政策6 野々市産の活気あふれるまち【産業振興】の重点的な実施

大学や企業との連携の促進や、特産物のブランド化といった農業振興に関する取り組みに広く遅れが見られることから、産業振興の分野について重点的に実施していきます。

なお、産業振興の分野については、令和元年度から策定に着手している野々市市第二次総合計画や、令和元年度に策定する第2期のいち創生総合戦略においても、本市の特性を活かし、関係機関との連携により産業の振興を一層推進していく計画としていきます。

野々市市の現状

1 人口

本市の人口は、増加傾向が続いています。国勢調査の結果を基に石川県が発表する推計人口では、2019（令和元）年9月1日現在で56,360人となっています。

この実施計画の計画期間中も人口は増加傾向が続くものと推測されており、野々市市第一次総合計画【中間見直し】の「基本構想」において定めた、2021年の目標人口58,000人をめざして、今後の社会状況を注視しながら、施策の方向性を決定していくこととします。

2 職員数

2019（平成31）年度（※2）の職員数は345人で、2018（平成30）年度に比べ3人増加しました。これは、市民満足度の高い行財政運営を目的に、定年退職した職員の再任用や資格職を採用したことによるものです。これまでも、市制施行や地域主権一括法による権限移譲に伴う業務量の増加に対応して、2011（平成23）年度から段階的に職員を増員してきました。

今後も、効率的な組織体制を検討するとともに、計画的な人事異動や専門知識を有する人材の確保、研修体系の整備を行い、市政の運営を担う能力を有する職員を育成していきます。

●職員数の推移（各年4月1日現在）

年度	2015 (平成27年度)	2016 (平成28年度)	2017 (平成29年度)	2018 (平成30年度)	2019 (平成31年度)
職員数	323	331	339	342	345
対前年増減数	0（※1）	8	8	3	3

※1 2015（平成27）年度は1人増員したが職員数の中に教育長を計上しなくなったため、対前年増減数は0人と表記

※2 各年4月1日現在の職員数のため、「平成31年度」と表記

3 財政の状況

本市の財政は、厳しい状況が続いています。

財政構造の弾力性を示す「経常収支比率」は、2018（平成30）年度決算ベースで95.8%と近年の推移は次の表のとおり右肩上がりに悪化の一途をたどっており、2016（平成28）年度から3か年連続で、財政調整基金（貯金）からの取り崩しにより財源不足を賄う状況が続いています。

今後も、市債（借金）の返済にあたる公債費が、「カレード」及び「カミーノ」の建設費の償還が開始される令和4年度のピークに向けて増加し続けるなど、財政状況が更に悪化することが見込まれています。

●経常収支比率及び財政調整基金取崩し額の推移

年度	2015 (平成27年度)	2016 (平成28年度)	2017 (平成29年度)	2018 (平成30年度)
経常収支比率	86.0%	91.0%	93.9%	95.8%
財政調整基金取崩し額	-	115,388千円	550,000千円	450,000千円

2019（令和元）年度の行政評価の実施状況

1 施策の評価結果

野々市市第一次総合計画【中間見直し】には、8つの政策に係る97の施策を設定しています。各施策には合計224の成果指標を設定しており、各成果指標の達成状況を、「順調」、「おおむね順調」、「やや遅れている」、「遅れている」の4段階で評価しました。

各成果指標の名称や2018（平成30）年度の進捗状況などは、資料編「1 施策の評価結果等一覧（27～41ページ）」に掲載しています。

< 施策評価結果一覧 >

（※1）現時点で進捗状況が数値化できず達成状況が確認できないもの。

政策	順調	おおむね順調	やや遅れている	遅れている	評価対象外 (※1)	成果指標数 合計
政策1	16 ^② — ^③ (53.3%)	7 (23.3%)	4 (13.3%)	0 (0.0%)	3 (10.0%)	30 ^①
政策2	12 (36.4%)	14 (42.4%)	6 (18.2%)	1 (3.0%)	0 (0.0%)	33
政策3	9 (40.9%)	10 (45.5%)	2 (9.1%)	1 (4.5%)	0 (0.0%)	22
政策4	10 (71.4%)	1 (7.1%)	2 (14.3%)	1 (7.1%)	0 (0.0%)	14
政策5	15 (40.5%)	14 (37.8%)	8 (21.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	37
政策6	13 (43.3%)	6 (20.0%)	9 (30.0%)	0 (0.0%)	2 (6.7%)	30
政策7	11 (45.8%)	11 (45.8%)	1 (4.2%)	1 (4.2%)	0 (0.0%)	24
政策8	13 (38.2%)	14 (41.2%)	4 (11.8%)	0 (0.0%)	3 (8.8%)	34
合計	99 (44.2%)	77 (34.4%)	36 (16.1%)	4 (1.8%)	8 (3.6%)	224

政策	順調・ おおむね順調	やや遅れている ・遅れている	評価対象外	成果指標数 合計
政策1	23 (76.7%)	4 (13.3%)	3 (10.0%)	30
政策2	26 (78.8%)	7 (21.2%)	0 (0.0%)	33
政策3	19 (86.4%)	3 (13.6%)	0 (0.0%)	22
政策4	11 (78.6%)	3 (21.4%)	0 (0.0%)	14
政策5	29 (78.4%)	8 (21.6%)	0 (0.0%)	37
政策6	19 (63.3%)	9 (30.0%)	2 (6.7%)	30
政策7	22 (91.7%)	2 (8.3%)	0 (0.0%)	24
政策8	27 (79.4%)	4 (11.8%)	3 (8.8%)	34
合計	176 (78.6%)	40 (17.9%)	8 (3.6%)	224

< 表の見方 >

(例) 上の表で政策1の「順調」の項目

① 政策1には、全部で30の成果指標があります。

② そのうち「順調」と評価された成果指標は16あります。

③ 政策1のうち、「順調」と評価された成果指標の割合は $16/30 \times 100 = 53.33$ で53.3%を占めます。

他の項目や下の表の数値も、同様に計算しています。

(四捨五入により合計値が100%にならない場合があります。)

上の表は「順調」から「評価対象外」まで5つに区分しています。

下の表では、上の表を基に「順調・おおむね順調」「やや遅れている・遅れている」「評価対象外」の3つの区分にまとめました。

評価の結果、政策6（産業振興）に遅れがみられ、強化を図る必要があります。

2 事務及び事業の評価結果

2018（平成30）年度に実施した349の事務及び事業について評価を行いました。

評価結果を基に積極的な見直しを図り、特に、「拡大・重点化」と評価した事業については、事業効果について十分検討していきます。具体的な事業の名称等は、資料編「2 事務及び事業の評価結果一覧（42～44 ページ）」に掲載しています。

<事務事業評価結果一覧>

政策	拡大・重点化	改善	継続	縮小	統合	廃止	終了・完了	評価対象外	事務事業 合計数
政策1	1 (9.1%) ^② ^③	2 (18.2%)	8 (72.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	11
政策2	5 (4.6%)	4 (3.7%)	98 (89.9%)	0 (0.0%)	2 (1.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	109
政策3	0 (0.0%)	1 (8.3%)	10 (83.3%)	0 (0.0%)	1 (8.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	12
政策4	1 (16.7%)	0 (0.0%)	5 (83.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6
政策5	3 (2.8%)	6 (5.7%)	79 (74.5%)	0 (0.0%)	2 (1.9%)	0 (0.0%)	3 (2.8%)	13 (12.3%)	106
政策6	2 (14.3%)	3 (21.4%)	9 (64.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	14
政策7	0 (0.0%)	4 (9.3%)	39 (90.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	43
政策8	0 (0.0%)	5 (29.4%)	12 (70.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	17
該当政策なし	0 (0.0%)	7 (22.6%)	22 (71.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (3.2%)	1 (3.2%)	31
合計	12 (3.4%)	32 (9.2%)	282 (80.8%)	0 (0.0%)	5 (1.4%)	0 (0.0%)	4 (1.1%)	14 (4.0%)	349

①

政策	拡大・重点化、改善	縮小、統合、廃止
政策1	3 (27.3%)	0 (0.0%)
政策2	9 (8.3%)	2 (1.8%)
政策3	1 (8.3%)	1 (8.3%)
政策4	1 (16.7%)	0 (0.0%)
政策5	9 (8.5%)	2 (1.9%)
政策6	5 (35.7%)	0 (0.0%)
政策7	4 (9.3%)	0 (0.0%)
政策8	5 (29.4%)	0 (0.0%)
該当政策なし	7 (22.6%)	0 (0.0%)
合計	44 (12.6%)	5 (1.4%)

<表の見方>

(例)上の表で政策1の「拡大・重点化」の項目

- ① 政策1には、全部で11の事務事業があります。
- ② そのうち「拡大・重点化」と評価された事務事業は1あります。
- ③ 政策1のうち、「拡大・重点化」と評価された事務事業の割合は $1/11 \times 100 = 9.09$ で9.1%を占めます。

(四捨五入により合計値が100%にならない場合があります。)

施策評価で「遅れている、やや遅れている」という評価が多い政策6（産業振興）の事務事業のうち、35.7%が拡大・重点化、改善傾向となり、8つの政策のうち最も高い数値を示しています。

3 重点プロジェクトの達成状況

重点プロジェクトとは、野々市市第一次総合計画全体の着実な実行を先導するために定められたプロジェクトです。野々市市第一次総合計画【中間見直し】では、「やっています！市民協働プロジェクト」「応援します！産業づくりプロジェクト」「つくります！活躍の場所プロジェクト」の3つのプロジェクトが掲げられています。

重点プロジェクトの達成状況を、関連する施策の達成状況により評価しました。重点プロジェクトに関連する施策の更なる推進により、総合計画の着実な実行をめざします。

なお、重点プロジェクトに関連する施策の名称や達成状況などは、資料編「3 重点プロジェクトの達成状況一覧（45～48 ページ）」に掲載しています。

	順調	おおむね順調	やや遅れている	遅れている	評価対象外	成果指標数合計
重点プロジェクトⅠ やっています！市民協働プロジェクト						
市民協働のまちづくり	7 (63.6%)	3 (27.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (9.1%)	11
地域ネットワークの強化	6 (54.5%)	2 (18.2%)	3 (27.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	11
誇りと愛着を持つひとづくり	3 (50.0%)	2 (33.3%)	1 (16.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6
合計	16 (57.1%)	7 (25.0%)	4 (14.3%)	0 (0.0%)	1 (3.6%)	28

	順調	おおむね順調	やや遅れている	遅れている	評価対象外	成果指標数合計
重点プロジェクトⅡ 応援します！産業づくりプロジェクト						
次代を担う産業の創出	1 (12.5%)	2 (25.0%)	4 (50.0%)	0 (0.0%)	1 (12.5%)	8
地域産業の再生と強化	8 (66.7%)	1 (8.3%)	3 (25.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	12
合計	9 (45.0%)	3 (15.0%)	7 (35.0%)	0 (0.0%)	1 (5.0%)	20

	順調	おおむね順調	やや遅れている	遅れている	評価対象外	成果指標数合計
重点プロジェクトⅢ つくります！活躍の場所プロジェクト						
多様な働き方の確立	6 (50.0%)	4 (33.3%)	1 (8.3%)	1 (8.3%)	0 (0.0%)	12
野々市らしい暮らしの実現	3 (30.0%)	4 (40.0%)	1 (10.0%)	1 (10.0%)	1 (10.0%)	10
合計	9 (40.9%)	8 (36.4%)	2 (9.1%)	2 (9.1%)	1 (4.5%)	22

左ページの表では、「順調」から「評価対象外」まで5つに区分しています。

下の表では、左ページの表を基に「順調・おおむね順調」「やや遅れている・遅れている」「評価対象外」の3つの区分にまとめました。

	順調・おおむね順調	やや遅れている・遅れている	評価対象外	成果指標数合計
重点プロジェクトⅠ	23 (82.1%)	4 (14.3%)	1 (3.6%)	28

	順調・おおむね順調	やや遅れている・遅れている	評価対象外	成果指標数合計
重点プロジェクトⅡ	12 (60.0%)	7 (35.0%)	1 (5.0%)	20

	順調・おおむね順調	やや遅れている・遅れている	評価対象外	成果指標数合計
重点プロジェクトⅢ	17 (77.3%)	4 (18.2%)	1 (4.5%)	22

	順調・おおむね順調	やや遅れている・遅れている
平均	73.1%	22.5%

重点プロジェクトⅠ「やっています！市民協働プロジェクト」及び重点プロジェクトⅢ「つくります！活躍の場所プロジェクト」については、75%以上が順調またはおおむね順調に推進されています。

一方、重点プロジェクトⅡ「応援します！産業づくりプロジェクト」については、順調またはおおむね順調に推進されている施策が60%に留まっており、遅れが見られます。これは、5ページの施策の評価で示すように、政策6（産業振興）を構成する施策に遅れが見られるためです。

4 行政評価結果の総括

施策の評価結果から、政策6（産業振興）に大きな遅れが見られました。この評価結果と連動し、政策6（産業振興）に係る施策を多く含む重点プロジェクトⅡについても、遅れが見られます。

事務及び事業の評価結果では、政策6（産業振興）に係る事務及び事業を拡大・重点化、改善していく傾向が見られました。

政策6（産業振興）に係る事務及び事業を拡大・重点化、改善することにより、重点的に政策6（産業振興）を推進していく必要があります。

2020（令和2）年度の主要な事務及び事業

総合計画に掲げる将来都市像「人の和で 椿十徳 生きるまち」の実現をめざし、政策や施策を達成するために、2020（令和2）年度に実施する主要な事務や事業を示します。

なお、事業概要や事業費は、実施計画策定時のものとなっています。したがって、今後の財政状況や市民ニーズの変化に伴い変更となる場合があります、行政評価の結果や行政改革の状況を踏まえて、毎年度ローリング方式で見直しを行います。

総合計画は、政策 - 施策 - 事務及び事業の3階層により構成されており、各階層は、それぞれ「目的」と「手段」の関係になっています。

この項に示す事務や事業は、施策を達成するための「手段」であり、施策を達成することにより政策が達成され、それによってめざすべき将来都市像を実現します。

事業の名称等は、令和2年度野々市市当初予算の議決後に記載します。

政策1 一人ひとりが担い手のまち【市民生活】



野々市市が持つ個性に磨きをかけ、市民主体の特色のあるまちをめざして、一人ひとりがまちづくりの担い手としてその魅力をアピールすることにより、誰もが本市に誇りを持つことのできるまちをつくれます。

本市が抱える課題の解決やめざすべき将来都市像を実現するには、市民のまちづくりへの自発的な参加や参画が不可欠です。

これまでの行政主導のまちづくりから一歩前進し、市民や町内会、企業などの団体と行政が互いの役割を果たし、“もしかしたら、自分たちでできるかもしれない”と気づき、そして行動する市民が住む市民協働のまちづくりをめざします。

まちづくりの基本目標

- 施策1 市民協働のまちづくり
- 施策2 ふるさと意識の醸成と愛着心の向上
- 施策3 多文化共生と国際・国内交流の充実
- 施策4 思いやりのまちづくり

事務又は事業の名称 (新規・継続の別)	担当課	事業費 (単位:千円)	事業概要

事業の名称等は、令和2年度野々市市当初予算の議決後に記載します。

政策2 生涯健康 心のかよう福祉のまち【福祉・保健・医療】



誰もが住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるよう、市民のこころとからだの健康づくりの支援をはじめ、地域の絆を大切に、穏やかに、そして生涯健康で暮らすことのできる、福祉のまちをめざします。

高齢化が進行するなかで、自らの経験や知識を生かした社会参加や社会貢献により、健康的で生きがいを持って生活できる環境をつくり、障害のある方もない方も、住み慣れた地域で、生きがいと誇りを持って自立した生活を送ることができるまちをめざします。

また、地域全体で安心して子どもを産み、育てられる環境を整えるとともに、地域が助け合い、誰もが安心して暮らすことのできる、心のかよう福祉都市をつくりまします。

まちづくりの基本目標

- 施策1 地域福祉社会の創造
- 施策2 健康づくりの推進
- 施策3 高齢者と障害のある方の福祉の推進
- 施策4 子育て支援の推進

事務又は事業の名称 (新規・継続の別)	担当課	事業費 (単位：千円)	事業概要

事業の名称等は、令和2年度野々市市当初予算の議決後に記載します。

政策3 安心とぬくもりを感じるまち【安全安心】



地域ぐるみで、地震や風水害などの自然災害に対する防災機能の向上を図り、自然災害から市民の生命と財産を守るため、関係機関と連携して防災対策を充実するとともに、予期せぬ災害や緊急時における消防・救急体制を強化し、安全で安心して暮らせるまちを実現します。

また、交通安全対策や防犯活動を推進するなど、まちの安全性を高め、市民が安全と安心を手に入れることができる、市民の未来は市民総ぐるみで守る、ぬくもりを感じることのできるまちをつくります。

まちづくりの基本目標

- 施策1 防災対策の充実
- 施策2 消防と救急体制の充実
- 施策3 交通安全対策の強化
- 施策4 防犯対策の強化
- 施策5 消費者の利益の保護

事務又は事業の名称 (新規・継続の別)	担当課	事業費 (単位：千円)	事業概要

事業の名称等は、令和2年度野々市市当初予算の議決後に記載します。

政策4 環境について考える人が住むまち【環境】



市民一人ひとりが地球温暖化をはじめとする地球環境問題に対する意識を高め、環境負荷の少ない循環型社会の構築に向けた取り組みを進めるとともに、公害の抑制や身近な自然である田園の環境を保全し、季節の彩りを身近に感じることができるまちづくりを進めます。

まちをきれいに、そして地球をきれいにしたいという意識の種を蒔き、街中の、^ま 国中の、世界中の人々に、この思いが広がり花開くことを願い、市民一人ひとりの意識と行動のもと、ごみの減量化や適正処理、資源の循環利用などを通じて昔ながらの大切な原風景である田園や用水路などの身近な自然環境の保全に努め、赤とんぼやカエル、そして市民も住み続けたいと思えるまちをめざします。

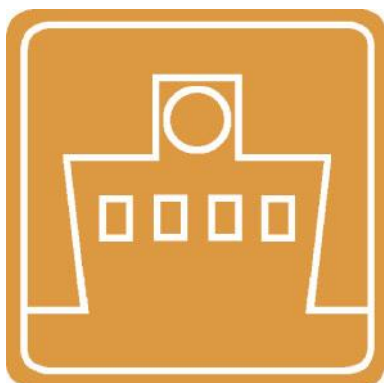
まちづくりの基本目標

- 施策1 環境負荷の少ない社会の構築
- 施策2 生活環境の保全
- 施策3 環境保全のために行動するひとづくり

事務又は事業の名称 (新規・継続の別)	担当課	事業費 (単位:千円)	事業概要

事業の名称等は、令和2年度野々市市当初予算の議決後に記載します。

政策5 みんながキャンパスライフを楽しむまち【生涯学習・教育】



工業系の金沢工業大学、生物資源環境系の石川県立大学、生涯学習系の放送大学石川学習センターの3校の大学を有する本市において、本来の大学構内（キャンパス）だけではなく、まち全体をキャンパスに見立て、生涯にわたって楽しみながら学ぶことのできるキャンパスシティをめざしていきます。

学校教育、特に義務教育を生涯学習の基盤となる基本的な知識、技術、学ぶ意欲を育成する場と位置づけ、未来の野々市市を担う“ののいちっ子”の生きる力の育成に向けて、家庭、地域、学校が一体となり教育力の向上に取り組みます。

また、生涯学習活動の充実や生涯スポーツ振興などの学びを通じて、新たなつながりができ、そして生きがいや心の豊かさを実感できる地域社会をつくります。

まちづくりの基本目標

- 施策1 知・徳・体のバランスが取れた教育の充実
- 施策2 家庭、地域、学校の連携強化と開かれた学校づくり
- 施策3 生涯学習社会の充実
- 施策4 文化・スポーツ活動の充実
- 施策5 文化の継承と創造と担い手の育成

事務又は事業の名称 (新規・継続の別)	担当課	事業費 (単位:千円)	事業概要

事業の名称等は、令和2年度野々市市当初予算の議決後に記載します。

政策 6 野々市産の活気あふれるまち【産業振興】



地域の特性を生かした産業間または、農と商工、産学官の連携により、農業や地場産業の育成を図ります。

まちなにぎわいをもたらす市街地の活性化対策などを進め、まちなかの商店と郊外型の商業施設の役割分担を明確にし、それぞれが持つ特徴を生かしながら、商業の活性化を推進します。

また、就業の場の確保と経済活動を活発化するとともに、本市が主催するイベント内容の見直しや野々市の魅力の再発見などを進め、観光資源の発掘を行い、交流人口の拡大をめざすことによって、キラリと光る人のにぎわいがあふれるまちをめざします。

まちづくりの基本目標

- 施策 1 商工業の活性化
- 施策 2 農業の活性化
- 施策 3 勤労者福祉の充実
- 施策 4 観光資源の発掘

事務又は事業の名称 (新規・継続の別)	担当課	事業費 (単位:千円)	事業概要

事業の名称等は、令和2年度野々市市当初予算の議決後に記載します。

政策7 くらし充実 快適がゆきとどくまち【都市基盤】



今後も増加すると見込まれる人口に対応するため、必要な宅地開発を進めるとともに、伝統的な街並みの保全や良好な景観の形成に努め、ゆとりのある住環境の形成に取り組みます。

コンパクトな本市であるからこそできる、野々市らしい安全と快適さが行き届くまちづくりをめざし、市内外の移動や交流に役立つ交通網や各種都市施設の充実を図り、まちなかでの緑の創出につながる公園や、緑地の充実を図るとともに、河川改修と親水環境の創出など、市民に憩いとやすらぎを与える都市基盤施設を充実し、魅力ある住みよいまちをつくります。

まちづくりの基本目標

- 施策1 魅力ある街並み形成と住環境整備
- 施策2 交通の円滑化と公共交通網の充実
- 施策3 雨水排水対策の充実
- 施策4 循環する水資源の適正利用

事務又は事業の名称 (新規・継続の別)	担当課	事業費 (単位:千円)	事業概要

事業の名称等は、令和2年度野々市市当初予算の議決後に記載します。

政策 8 住み続けたい！をみんなの声でつくるまち【行財政運営】



地方分権の進展により、自治体として自らの決定と責任でまちづくりを進めることが、これまで以上に強く求められています。

適切な組織づくりを行うとともに、情報技術を活用した効率的な事務を行い、企画力や職務遂行能力の高い職員を育成し、その能力を最大限に活用していきます。

市民に対して満足度の高い行政サービスを効率的に提供できるよう、人員の適正配置をはじめ、職員の政策形成能力と職務遂行能力の向上を図るための人材育成に注力します。

最少の経費で最大の効果を生み出すよう選択と集中によるメリハリのある政策決定を行うとともに、行政情報の公開や提供に努め、市民との協働の理念に基づき、開かれた信頼される行政経営を推進します。

まちづくりの基本目標

- 施策 1 開かれた市政の推進
- 施策 2 人材育成の推進
- 施策 3 安定した行財政運営の推進

事務又は事業の名称 (新規・継続の別)	担当課	事業費 (単位:千円)	事業概要

事業の名称等は、令和2年度野々市市当初予算の議決後に記載します。

1 施策の評価結果等の一覧 (27~41 ページ)

「2019 (令和元) 年度の行政評価の実施状況 (5 ページ)」の関連資料です。

2 事務及び事業の評価結果一覧 (42~44 ページ)

「2019 (令和元) 年度の行政評価の実施状況 (6 ページ)」の関連資料です。

3 重点プロジェクトの達成状況一覧 (45~48 ページ)

「2019 (令和元) 年度の行政評価の実施状況 (7~8 ページ)」の関連資料です。

4 用語の解説 (49~56 ページ)

2 事務及び事業の評価結果一覧

表中の施策番号は、野々市市第一次総合計画にあてはまる施策を表しています。

<方向区分：拡大・重点化 計12件>

施策番号	事務又は事業の名称	担当課	評価の概要
1-1-7	コミュニティリビング創出プロジェクト (市民協働課分)	市民協働課	市民活動センターの開館後、本格的にその利活用を進める必要がある。
2-1-2	ジェネリック医薬品利用差額通知事業	保険年金課	令和元年度より、ジェネリック医薬品利用差額通知の対象について、投与期間28日以上から1日以上に変更した。 通知対象を拡大することにより、ジェネリック医薬品のさらなる利用促進を図る。
2-2-1	予防接種	健康推進課	予防接種法に基づく事業であり、今後も継続した接種勧奨等の取り組みが必要である。 平成30年度より開始された、県外定期予防接種助成事業については問い合わせも増えており、今後、接種率の向上が期待できる。 また、令和元年度から3年間、男性への風しん予防接種を定期接種で行うこととされている。
2-3-4	発達相談センター管理運営事業	発達相談センター	発達障害に関する知識の啓発や相談体制を確立するため、関係機関との連携を図り、相談体制を充実させていく必要がある。 相談につながるケースが多くなってきており、継続的に支援をする必要がある対象児、保護者への支援のための教室等についても検討していく必要がある。
2-4-3	要保護児童対策費	子育て支援課	対応件数の増加や相談内容が複雑多岐にわたると想定している。 地域における子育て相談・支援機関を拡充するとともに、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を通じ、児童虐待の発生を予防し、減少させていかなければならない。

施策番号	事務又は事業の名称	担当課	評価の概要
2-4-3	母子保健地域活動事業	健康推進課	乳児家庭全戸訪問事業では、産婦の孤立を防ぎ、乳児の健全な育児環境の確保を図る。 市の特徴として転入者が多く支援者がいない産婦が多いことが挙げられ、訪問により育児状況を把握し、必要時のヘルパー等の支援につなぐことが求められる。 令和元年度からは産後ケア事業を実施しており、産婦の心理的な安定を促進し、産婦自身がセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援する。
4-2-3	環境衛生対策事業	環境安全課	新市営墓地整備に向けて、用地取得や工事費等の予算化に取り組む。
5-3-1	コミュニティリビング創出プロジェクト (生涯学習課分)	生涯学習課	平成30年度は事業企画推進員を発足させ、養成講座を開催し、「にぎわいの里ののいち カミーノ」のオープニングイベントにて成果を発表した。 今後も、カミーノ、カレード、フォルテ、そして北国街道を線で繋ぎ、エリア一体の賑わい創出を推進していく。
5-5-1	北国街道にぎわい創出プロジェクト (文化課分)	文化課	令和元年度に旧北国街道まちづくり基本構想を策定した。今後、喜多家住宅保存活用計画の策定に取り組む。
5-3-1	公民館施設運営・管理	生涯学習課	地区住民を中心に市民から幅広い利用があり、適切かつ計画的な維持管理が必要である。
6-4-1	ボランティアガイド支援事業	地域振興課	今後もガイドの育成に注力すると共に団体の運営全般への補助を行うことで、団体の活動を支援し自主的運営を促す。
6-4-2	コミュニティリビング創出プロジェクト (地域振興課分)	地域振興課	平成30年度はにぎわいの里ののいちカミーノオープンに際し、施設整備やイベント等を大規模に実施した。 今後はそれぞれの所属が連携を図りながら事業を企画し、実施していく。

●方向区分：統合 計5件

施策番号	事務又は事業の名称	担当課	評価の概要
2-2-1	歯科健康管理事業	健康推進課	母子健康診査・教育事業及び妊産婦及び乳児健康管理事業へ統合。
2-3-1	地域包括ケアシステム構築事業	介護長寿課	生活支援基盤整備事業へ統合。
3-1-1	拠点避難所防災力向上事業	環境安全課	防災まちづくり事業へ統合。
5-2-2	野々市中学校耐震改修事業 (東校舎)	教育総務課	中学校管理費へ統合。
5-5-2	喜多家住宅調査事業	文化課	北国街道にぎわい創出プロジェクト(文化課分)へ統合。

●方向区分：終了・完了 計4件

施策番号	事務又は事業の名称	担当課	評価の概要
3-1-1	外国人向け野々市市防災情報啓発事業	環境安全課	当初予定していた事業を完了した。
5-2-2	野々市中学校トイレ改修事業	教育総務課	令和元年度で事業終了予定である。
5-3-1	文化課分(にぎわい交流ゾーン)	文化課	中央地区に残る史跡や文化財を市民に周知するために、文化財の説明板の作成・整備を行った。
5-3-1	中央地区整備事業対策室分 (にぎわい交流ゾーン)	中央地区整備事業対策室	旧来の中心市街地の都市再整備を通じて、市民協働のまちづくりを推進し、地域における様々な市民活動の振興を図り、ヒト、モノが出会い、交流し、にぎわいを創出する環境を整備することを目指し、「にぎわいの里ののいち カミーノ」(新中央公民館、市民活動センター、商業施設)を平成30年度中に整備した。施設整備は終了したことから、今後の施設管理運営は生涯学習課が所管する社会教育振興費に引き継ぐ。

3 重点プロジェクトの達成状況一覧

●重点プロジェクトI やってます！市民協働プロジェクト

	関連施策	成果指標	成果指標の達成状況
市民協働のまちづくり	1-1-3 まちづくり活動の支援	地域活動に参加している市民の割合	(評価対象外)
		市内のNPO法人組織数	順調
		協働事業実施団体	おおむね順調
	1-1-4 コミュニティ活動の活性化	集会所を有している町内会数	おおむね順調
		1-1-5 大学連携の推進と地域参加	大学と行政の協力事業数
	各種統計データや行政情報の公表		順調
	1-1-7 市民協働の拠点づくり	新市立図書館蔵書数	順調
		新市立図書館貸出登録者数	順調
		新市立図書館等利用者数	順調
		新中央公民館利用者数	順調
地域中心交流拠点施設を活用した大学連携事業		おおむね順調	
地域ネットワークの強化	1-3-3 国際交流と国内交流の充実	野々市市国際友好親善協会の会員数	やや遅れている
		野々市市の会員数	やや遅れている
	2-1-1 共に支え合う地域福祉社会づくり	地域ボランティアの人数	おおむね順調
		地域支えあいマップ作成数	やや遅れている
		生活困窮者自立支援事業相談の充実	おおむね順調
	2-3-2 安心して暮らせる高齢社会	認知症サポーター数	順調
		地区包括支援センター相談件数	順調
	3-1-1 地域防災力の強化	自主防災組織の数	順調
		地域防災リーダー数	順調
		災害時応援等協定の締結数	順調
地域の安全向上事業の個別事業の取り組み		順調	

	関連施策	成果指標	成果指標の達成状況
誇りと愛着を持つひとびとへ	1-2-1 伝統行事の後継者育成	郷土芸能伝承団体への支援 市指定無形文化財の件数	おおむね順調 やや遅れている
	1-2-2 ふるさと野々市での定住促進	アダプトプログラム登録団体数	おおむね順調
	1-2-3 野々市への移住促進	移住を促進する支援策を利用した移住者数	順調
	5-2-1 地域に根ざした学校づくり	地域の方々と連携した事業の展開	順調
		授業で市内施設を活用した数	順調

●重点プロジェクトⅡ 応援します！産業づくりプロジェクト

	関連施策	成果指標	成果指標の達成状況
次代を担う産業の創出	6-1-1 地域資源を生かした産業の活性化	年間商品販売額	(評価対象外)
		特産品数	やや遅れている
	6-1-2 経営体質や基盤の強化	市融資（設備投資）制度利用件数	おおむね順調
		新製品・販路開拓補助金交付件数	順調
	6-1-4 次世代産業の育成	i-BIRD 卒業企業の市内事業所誘致件数	やや遅れている
		産学連携事業支援件数	やや遅れている
企業誘致件数		やや遅れている	
6-1-5 起業・創業希望者への支援と産学連携の支援	i-BIRD 入居企業のうち本市支援企業数	おおむね順調	
地域産業の再生と強化	6-1-3 交流人口の拡大に伴う商工業の活性化	野々市認定ブランド商品数	順調
		6-2-1 魅力ある農作物の生産と地産地消の推進	地域特産物作付け面積
	6-4-1 ののいちの魅力創造と発信	生産者団体による直売回数	順調
		イベント参加による周知回数	順調
		観光ボランティアガイド活動件数	順調
		地場の野菜などを使用した商品を民間団体や企業などと共同開発	やや遅れている
	6-4-2 にぎわいの創出と交流人口の拡大	観光物産協会展示コーナーで紹介したテーマ数	順調
		野々市市PRキャッチコピーの作成	やや遅れている
		観光物産協会など関係団体の拠点施設の整備	順調
		観光物産協会主催事業数	順調
	野々市じょんからまつり来場者数	順調	
	椿まつり来場者数	おおむね順調	

●重点プロジェクトⅢ つくります！活躍の場所プロジェクト

	関連施策	成果指標	成果指標の達成状況
多 用 な 働 き 方 の 確 立	2-3-3 いきいきとした高齢期の実現	65歳以上のスポーツクラブ会員	おおむね順調
		老人会会員数	遅れている
		地域サロンの数	おおむね順調
	5-3-1 社会教育の充実	講座の参加者数	順調
		自主サークル数	やや遅れている
		施設利用者数	順調
		図書館ボランティア登録者数	おおむね順調
		新市立図書館貸出冊数	順調
	6-3-1 就労環境の推進と余暇活動の支援	有効求人倍率	順調
		雇用増進奨励金の交付件数	おおむね順調
		勤労者住宅取得支援の新規承認件数	順調
6-3-2 新たな働き方と女性の活躍の支援	新しい働き方応援事業の啓発回数	順調	
野 々 市 ら し い 暮 ら し の 実 現	2-4-5 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援	子育て支援センター(子育て世代包括支援センター)利用者数	順調
		放課後子ども教室参加人数	おおむね順調
		子どもの学習教室の利用人数(述べ人数)	やや遅れている
	3-1-3 ライフライン等の強化	下水道幹線管路の耐震化率	おおむね順調
		配水本管の耐震化	おおむね順調
		災害時多目的広場数	おおむね順調
	4-2-3 墓地の確保	墓地区画数(概算)	順調
	6-3-3 広域連携で取り組む学生の定着	学卒者県内就職率	(評価対象外)
	7-1-1 良好な市街地環境の創出	地区計画数	順調
		市道歩道のバリアフリー化の延長	遅れている

用語の解説

ア行

【アダプトプログラム】

「アダプト」とは「養子縁組する」という意味で、企業や地域住民などが道路や公園など一定の公共の場所の里親となり、定期的・継続的に清掃や除雪などの活動を行い、行政がこれを支援する仕組みです。

【一般財源】

地方税や地方交付税など、財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用することができるもののことです。

【インキュベータ】

起業に関する支援を行う者（事業者）のことで、広義には起業支援のための制度、仕組み、施設などを指します。

【SNS】

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略語で、人と人とのつながりを促進するためのコミュニティ型の会員制ウェブサイトを指します。

【NPO】

Non Profit Organization（民間非営利組織）の略語で、株式会社や有限会社と違い、営利を目的としない団体です。特定非営利活動促進法に基づく法人格を持った団体は「NPO法人（特定非営利活動法人）」と呼ばれます。

【温室効果ガス】

地球に温室効果をもたらすガスのことで、二酸化炭素・メタン・亜酸化窒素・フロンなどを指します。

カ行

【介護予防】

介護が必要になることをできるだけ遅らせ、万が一、介護されるようになってからは、その状態を維持、改善して悪化させないようにすることです。

【環境負荷】

環境に与えるマイナスの影響を指します。

【義務的（な）経費】

支出が義務的で任意では削減できない経費をいいます。一般に、人件費、扶助費及び公債費の合計をいいます。

【狭あい道路】

対面通行の場合は自動車同士のすれ違いができない、一方通行の場合は自動車の通行ができないほど道幅の狭い道路のことです。主に幅員4m未満の道路を指します。

【行政サービス】

公共サービス※のうち、行政が担うサービスをいいます。

※市民が日常生活や社会生活を円滑に営むために必要な、基本的な需要を満たすもの、人間の尊厳を守るためのセーフティネットをいいます。

【協働】

役割を分担して、相互に協力しながら事業を実施する体制のことです。

【居宅介護サービス】

自宅など普段住んでいるところで利用することができる介護サービスのことで、生活等に関する相談や生活全般について援助を行います。

【経常経費】

人件費や施設等の維持補修費など、毎年度連続して固定的に支出される経費をいいます。

【経常収支比率】

人件費や扶助費、公債費などの義務的性格の経常経費に、地方税や地方交付税などの一般財源がどの程度充てられているかを示す指標をいいます。この比率が低いほど、臨時的経費に使用できる一般財源が多く、財政構造が弾力性に富んでいるといえます。

【啓発】

人が気づかずにいるところを教え示して、より高い認識・理解に導くことです。

【下水道特別会計】

下水道事業に係る特別会計のことで、「特別会計」とは、行政の事務及び事業の中でも、特定の事業を行う場合に、その特定の歳入歳出をもって運営される事業について、一般会計とは別に設置されるものです。

【権限委譲】

与えられた（業務）目標を達成するために、組織の構成員に自立的に行動する力を与えることです。

【公益通報】

企業・団体などによる組織ぐるみの不正を、その組織内部から告発することです。

【合計特殊出生率】

15歳から49歳の女性の年齢別出生率を合計した指標のことです。一人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを産むかを表します。

【公債費】

過去に借入れを行った地方債（地方公共団体の借入金）の元金と利子を返済する経費をいいます。

【広聴】

地方公共団体が地域住民の意見、要望などを直接聞き、計画策定や行政運営にそれを反映させることです。

【コミュニティバス】

市民の移動手段を確保するために市内を運行する路線バスで、本市では「のっティ」がこれに該当します。

【コンプライアンス】

法令遵守のことです。特に、企業や自治体が経営や活動を行ううえで、法令や各種規則などのルール、更には社会的規範などを守ることを指します。

サ行

【財政調整基金】

地方公共団体が財源に余裕がある年に積み立て、不足する年に取り崩すことで財源を調整し、計画的な財政運営を行うための貯金のことです。

【産学官】

産業（民間企業）、学校（教育・研究機関）、官公庁（国・地方公共団体）の三者を指します。

【3校の大学】

市内には、工業系の金沢工業大学、生物資源環境系の石川県立大学、生涯学習系の放送大学石川学習センターの3校の大学が立地しています。

【自主防災組織】

自主的な防災活動を実施することを目的とし、町内会などの地域住民を単位として組織された任意団体を指します。

【実質公債費比率】

一般会計などが負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率をいいます。

【実質収支】

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた歳入歳出差引額（形式収支）から、事業を翌年度に繰り越すなどの措置に伴い翌年度へ繰り越す必要のある財源を差し引いた額のことです。

【実質単年度収支】

単年度収支（当該年度実質収支－前年度実質収支）に実質的な黒字要素（財政調整基金積立金・地方債繰上償還額）を足し、実質的な赤字要素（財政調整基金取崩し額）を控除したものです。

【市民活動団体】

市民が自らの価値観、信念、関心に基づき、自分たちの生活と地域コミュニティ[※]への貢献を目的に、自発的に活動を行う団体のことです。

※住みよい地域社会の構築を共通の目的として、そこに暮らす地域住民が自主的、主体的に参加して構成された集まりをいいます。

【市民ニーズ】

市民が有している要求、需要のことです。

【市民農園】

一般的に、サラリーマン家庭や都市の住民の方々がレクリエーションとして自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがづくり、児童や生徒の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園です。

【事務事業（事務及び事業）】

施策を実現させるための具体的な手段です。

【循環型社会】

大量生産・大量流通・大量消費・大量廃棄という社会システムの反省に立ち、持続的な発展が可能な、地球にやさしい暮らし方をする社会のことです。

【準用河川】

一級河川・二級河川[※]以外の河川で、市町村が指定したものです。

※一級河川（原則として国が管理している特に重要な河川）以外の重要な河川で、都道府県知事が指定したものです。

【生涯学習】

学習者の自由な意志に基づいて、それぞれにあった方法で生涯にわたって学習していくことです。

【将来負担比率】

一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率をいいます。

【初期医療】

患者の初期の診療や日頃の健康管理などを担うことです。

【食育】

心身の健康の基本となる「食」に関する教育を行うことです。さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践するための能力を育てようとするものです。

【自立】

他の援助や支配を受けず自分の力で身を立てることです。

【親水環境】

河川に沿って遊歩道を作ったり、川底に自然石を置いたり、水遊びのできる場所などを設けて、水に触れたり、接したりと水辺に親しめるようにしたものです。

【生活習慣病】

糖尿病や高血圧など、生活習慣が原因で発症すると考えられている病気の総称です。

【政策】

市がめざすべきまちづくりの方向や目的を示すものです。

【施策】

政策を実現するための方策です。

夕行

【男女共同参画】

女性と男性が、互いに人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮して社会に参加するという考えのことで。

【地産地消】

「地元生産・地元消費」を略した言葉で、「地元で生産されたものを地元で消費する」という意味です。

【地方公営企業会計】

地方公共団体の経営する上下水道事業などの公営企業、国民健康保険事業、介護保険事業、公立病院事業などに係る会計の総称のことで。

【地方交付税】

地域間の財政格差を少なくするために国から地方公共団体へ交付される収入の一つで、国の税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一部が、一定の基準に基づき交付されます。

【地方分権】

中央集権を排し、統治権力を地方に分散させることです。日本国憲法は地方自治を保障し、地方分権主義を採っています。

【締結】

条約・協定・契約などを結ぶことです。

【電子自治体】

情報通信技術を利用して、市役所内での業務におけるさまざまな事務手続きを効率化し、市民の利便性向上を図った地方自治体のことです。

【特定健康診査】

医療保険者が、40～74歳の加入者を対象として実施する、内臓脂肪型肥満に着目した検査項目での健康診査のことです。

【特定保健指導】

特定健康診査の結果により、健康の保持に努める必要がある者に対し、生活習慣改善に向けて、保健師や管理栄養士などが行う指導のことです。

【都市計画道路】

都市の骨格を形成するとともに、都市の交通体系の根幹となる道路であり、将来の都市の発展状況や交通需要などに対応するよう、都市計画法に基づいてあらかじめルート、位置、幅員などが決められます。

【土地区画整理事業】

道路や宅地が不足していたり、宅地の形状が不整形で土地利用上好ましくない場所を、道路、公園、河川などの公共施設の整備と同時に個々の宅地まで含めて整備する総合的なまちづくりの方法です。

ナ行

【ニュースポーツ】

競技性を重視せず、誰でも参加できることを目的としたスポーツの総称です。

【認定農業者】

農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、都道府県の作成した基本方針、市町村の農業経営基盤強化のための基本構想に基づく「農業経営改善計画」を市町村に提出し、認定を受けた農業者（法人を含む）のことです。

ハ行

【パブリックコメント】

行政が政策や計画などを立案するにあたり、募集する市民からの意見そのものを指し、又は、市民からの意見を汲み取って政策決定に反映させる機会を持たせる制度のことです。

【バリアフリー】

障害のある人や高齢者を含むすべての人が、あらゆる分野の活動に平等に参加するうえで、さまざまな障害が取り除かれ、安全で快適な生活を送ることができるようにすることをいいます。

【PFI】

Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略語で、これまで国や地方公共団体などが担ってきた公共施設などの設計・建設・維持管理・運営などに民間の資金、経営能力や技術的能力を活用することにより、質の高い公共サービスを提供し、効率的かつ効果的に社会資本を整備するための事業手法です。

【ファミリーサポート】

児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動をサポートすることです。

【扶助費】

経済的に困っている方や幼児、お年寄りなどを支援するため、さまざまな福祉制度に基づいて支出される経費をいいます。

【ホームページ（HP）】

一般的にウェブページ（インターネット上で公開されている文書）やウェブサイト（複数のウェブページの集まり）全体を指す意味として用いられます。

【ホストファミリー】

ホームステイの留学生などを受け入れ、お世話をする家族のことです。

マ行

【まちづくり基本条例】

住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定めた条例のことで、「自治体の憲法」とも言われています。

【無形文化財】

演劇・音楽・工芸技術その他の日本の無形の文化的所産で、歴史上又は芸術上価値の高いものです。

ヤ行

【有効求人倍率】

公共職業安定所に申し込まれている求職者数に対する求人数の割合のことです。

【ユニバーサルデザイン】

人種、性別、年齢、身体的特徴などに関わらず、できるだけ多くの人々が利用可能であるように製品、建物、空間をデザインするという考え方のことです。

【要援護者】

災害時において、安全な場所に避難する際に支援を要する人のことです。高齢者をはじめ、乳幼児、妊婦などが挙げられます。

【要保護児童】

児童福祉法などの対象になる児童・生徒のことです。

**野々市市第一次総合計画
第八次実施計画**

発 行 2020年3月
発行者 野々市市
編 集 企画振興部企画課

〒921-8510

石川県野々市市三納一丁目1番地

T E L 076-227-6000 (代表)

076-227-6028 (直通)

F A X 076-227-6255

メールアドレス kikaku@city.nonoichi.lg.jp

